

個人情報等に関する同意書

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

第 16 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども・小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の期間若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

1. 個人情報の利用目的と収集方法

宜野湾市長は、子ども・子育て支援法第 16 条（第 30 条の 3 により準用される場合を含む）の規定に基づき、支給認定証の交付、利用調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方法により確認し提供を求めることがあります。

- ①住民基本台帳の閲覧・複写
- ②市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
- ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
- ④生活保護受給に関する情報、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する情報の閲覧・複写
- ⑤保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- ⑥世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会
- ⑦その他の関係機関からの資料取得

2. 個人情報の第 3 者提供

宜野湾市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供することができるものとします。

- ①特に必要と認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
 - 1) 氏名、生年月日、連絡先等の支給認定申請書や利用申込書及び添付資料等に記載された個人情報
 - 2) 保育料に関する情報
- ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
- ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- ④その他、市長が必要と認めた場合

3. 個人番号の利用及び確認について

提供された個人番号（マイナンバー）について、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することがあります。また、個人番号（マイナンバー）の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

4. 支給認定及び利用申込について

認定申請について、4 月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中することから、支給認定証の交付は利用調整の結果とともに 1 月または 2 月頃に通知いたします。申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収します。

宜野湾市長 殿

上記のとおり取り扱うことに同意し、署名します。

令和 年 月 日

【保護者氏名①】 _____ 【続柄： 】

【保護者氏名②】 _____ 【続柄： 】